

指定管理鳥獣（ニホンジカ）
捕獲等事業実施計画

令和8年3月
兵庫県

兵庫県 指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等事業実施計画
（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

1 背景及び目的

兵庫県では、平成12年度に第1期シカ保護管理計画を策定して以来、年間捕獲目標を定め、個体群管理に取り組んできた。また、シカの生息密度と農業被害及び森林下層植生被害の関係から、目撃効率は1.0以下の生息密度になると、これらの被害がともに減少することが明らかとなった。このことを踏まえ、平成21年度からは県内全市町において目撃効률을平成28年度末までに1.0以下にすることを目標としてきた。平成22年度には、個体数推定の結果に基づき、この目標を達成するために必要な最低限の年間捕獲目標を、本州部で30,000頭、淡路地域で1,500頭と定め、その実現のため、狩猟期間中の報償金制度の新設等、目標を達成するための施策を進めた。

その結果、生息数は平成22年度の捕獲前に個体数推定の中央値で約23万6千頭に達していたと推測されるが、平成30年度の捕獲前は約19万2千頭まで減少したと推測され、目撃効률もピーク時の2.05頭/人日から平成29年度には1.25頭/人日まで減少した。しかし、平成29年度末から令和元年度にかけては捕獲数が伸び悩み、令和2年度の目撃効률은平成29年度から0.28頭/人日増加し1.53頭/人日に、令和2年度の捕獲前の推定生息数も約19万5千頭まで増加した。

また、令和4年度に策定した第3期ニホンジカ管理計画では、地域ごとにシカの生息状況が異なることから、全県での管理目標である目撃効률1.0を達成するために県を4つの管理区分に分けて個体数管理を行う方針とした。新温泉町及び香美町は令和3年度の目撃効률이それぞれ4.16及び3.69であり、前計画期間中（H29～R3）の個体数が明らかに増加傾向であるため『ユニット4（緊急捕獲市町）』に区分され、令和8年度の目撃効률目標値は2.0未満に設定された。

これらの地域では、従来の施策に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することにより、個体群管理のための捕獲等を強化することが必要である。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
三川山周辺区域	令和8年6月1日～令和9年3月31日 (うち捕獲作業を行う期間) 令和8年7月1日～令和9年3月31日 (273日間程度)
香住沿岸区域	
三成山周辺区域	
春来川・熊波川周辺区域	

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 (別紙地図参照)

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
三川山 周辺区域	香美町耀山から香美町隼人に至る区域で、メッシュ番号016, 023, 024, 032, 033, 044, 055に該当する区域	当該区域の高標高域では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	国有林、香美町有害鳥獣被害防止計画 鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法
香住沿岸区域	香美町香住区御崎から相谷に至る区域で、メッシュ番号005, 006, 007, 008, 017に該当する区域	当該区域の沿岸区域では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	但馬海岸中部鳥獣保護区、但馬海岸東部鳥獣保護区、山陰海岸国立公園、香美町有害鳥獣被害防止計画 鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法

<p>春来川・熊波川周辺区域</p>	<p>新温泉町春来から桧尾および中辻から肥前畑に至る区域で、メッシュ番号 022, 030, 031, 041 に該当する区域</p> <p>香美町小代区石寺から佐坊に至る区域で、メッシュ番号 042, 053 に該当する区域</p>	<p>当該区域では十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。</p>	<p>新温泉町有害鳥獣被害防止計画 香美町有害鳥獣被害防止計画</p> <p>鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法</p>
--------------------	---	---	--

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
三川山周辺区域	捕獲数 ニホンジカ 261 頭
香住沿岸区域	
春来川・熊波川周辺区域	

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
三川山周辺区域	わな猟 (くくりわな)	従事者数 2～3名程度 実施時期 7月～11月 実施日数 20日間程度 わな設置数 各区域くくりわな 20基程度
春来川・熊波川周辺区域		従事者数 2～3名程度 実施時期 7月～11月 実施日数 20日間程度 わな設置数 くくりわな 35基程度
香住沿岸区域	銃猟 わな猟 (くくりわな)	【銃猟】 従事者数 15名程度 実施時期 7月～11月 実施日数 1日間程度 【わな猟】 従事者数 3名程度 実施時期 7月～11月 実施日数 20日間程度 わな設置数 くくりわな 30基程度

② 作業手順

受託者は、捕獲事業着手前に必ず実施計画書を作成するものとし、実施計画に記載する内容や捕獲の方法は以下のとおりとする。なお、受託者は、実施計画の詳細な内容について、県と事前に調整のうえ決定するものとする

1 事前調査の実施

【銃猟】

- 捕獲実施区域について現地踏査を行い、地形や植生等の危険要因とシカの痕跡等から生息状況を把握し、その状況を図示したうえで、捕獲実施区域を決定する。

【わな猟】

- 林道沿いの林縁部についての獣道の利用状況を調査し、くくりわなの設置に適した地点の選定を行う。
- 選定したわなの設置候補地にエサを撒き、誘引状況を調査する。上記調査内容について図示したうえで、捕獲実施区域、場所を決定する。

2 関係者との調整

- 市、観光協会、地元区、森林組合、地元で捕獲活動を行ってきた狩猟者等と調整を行い、安全を確保したうえで捕獲を実施する。

3 捕獲等の実施

【捕獲班の編成】

- 指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者（以下、「受託者」という。）は、銃猟、わな猟それぞれについて十分な実績を有する捕獲従事者を選定し、捕獲班を編成する。
- 現場監督者として、銃器捕獲・わな捕獲それぞれについて捕獲班長を指名する。
- 受託者は、安全管理規程を遵守し、効果的な捕獲に努めなければならない。
- 現場監督者は、事業管理責任者の指揮・命令のもと、捕獲作業を支援、監督するものとする。

【捕獲方法】

（銃器）

- 捕獲班は、原則として1班15名以上の捕獲従事者で班を編成し、犬を使用した巻き狩りを実施するものとする。

（わな猟）

- 各区域の捕獲従事者は2名以上とする。
- 使用するわなについては、わなごとに見やすい場所に所定事項を記載した標識を設置するものとする。
- エサを用いた誘引捕獲とする。わなの設置場所は、事前調査の結果を踏まえ、最も誘引効果が高かった場所を選定する。

【捕獲従事者証の携行】

- 事業管理責任者、現場監督者及び捕獲従事者は、県が発行する従事者証を携行し、捕獲作業に従事するものとする。

4 安全管理

【安全管理一般】

- 受託者は、安全管理規程を遵守し、安全管理に努めるものとし、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。
- 受託者は、捕獲作業を実施している地域（周辺）に、注意喚起看板を設置し、事故防止に努めるものとする。

- 受託者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容等を県に報告するものとする。
- 受託者は、県民等から捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告するものとする。

【捕獲作業時の安全管理】

- 銃猟の捕獲従事者は、十分に矢先とバックストップを確認し、捕獲作業に従事するものとする。
- わな猟の捕獲従事者が、銃器により止めさしをする場合においては、十分に矢先とバックストップを確認したうえで実施するものとする。
- 捕獲従事者は、必ず目立つ色の服装（狩猟用ベストと帽子）を着用する他、身分証を携帯し、捕獲作業に従事するものとする。

【わなの安全管理（くくりわな）】

- 見回りは、毎日1回以上行うものとする。
- くくりわなは、設置前に点検作業を行い、ワイヤーロープ等の消耗品を、捕獲の都度交換するものとする。

5 捕獲等をした個体の回収・処分方法

- 捕獲個体は、可能な限り食肉処理施設へ搬入し、有効活用に努めることとする。
- 兵庫県が定めるひょうごシカ肉活用ガイドラインに沿って、捕獲個体を取り扱うものとする。
- 有効活用に適さない捕獲個体については、原則として埋設処分することとし、法令に従って適切に処分するものとする。

6 錯誤捕獲への対応方針

- 捕獲に際しては、捕獲の対象となる動物種以外の動物に影響を与えない様に配慮するものとし、錯誤捕獲された場合には、すみやかに放獣するものとする。
- 万が一ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、県の指示のもと放獣するものとする。放獣にかかる費用は発注者が負担するものとする。

【捕獲情報等の収集】

- 捕獲従事者は、捕獲事業の評価と検証に資する情報を収集するため、別に定める様式により捕獲作業の内容を記録する。
- 捕獲従事者は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、性、齢を記録する。
- 捕獲従事者は、捕獲個体の記録を記載した看板等を設置し、看板と捕獲個体の写真を撮影する。
- 捕獲個体の証拠物として、発注者に尾を提出する。
- 捕獲従事者は、捕獲情報について直ちに現場監督者に報告する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る）

① 放置する必要性

--

(注) 捕獲等をした鳥獣を捕獲等をした場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置をする必要性等を具体的に記載する。

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

- 2 住民の安全への配慮事項として、例えば、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民の安全に影響を及ぼすおそれがある場合には実施しないこと、事前に周知して住民の理解を得ること等が挙げられる。
- 3 生活環境への配慮事項として、例えば、集落や道路の周辺を避けること、水源への影響がないこと等が挙げられる。
- 4 地域の産業への配慮事項として、例えば、農林業の周辺を避けること等が挙げられる。
- 5 放置個体による影響のモニタリングを実施する場合には、その方法等を記載する。
- 6 事業途中で放置により問題が生じた場合には放置を中止し、可能な限り放置個体の搬出等に務める旨を記載することが望ましい。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業の実施主体】

兵庫県

【事業の実施形態】

委託

【委託の範囲】

- ・実施期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日
- ・実施区域 新温泉町、香美町
- ・使用する猟具 銃器、くくりわな
- ・捕獲目標頭数 ニホンジカ 261頭

【想定される委託先】

県内の認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 市町を通じ、事前に捕獲実施を周知する。 |
|---|

- 捕獲作業実施地域には、注意喚起看板などの設置を行う。

(2) 指定区域の静隠の保持に必要な事項

- 観光地など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- 止めさしで銃器を使用する際は、周囲の安全を十分に確認した上で、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

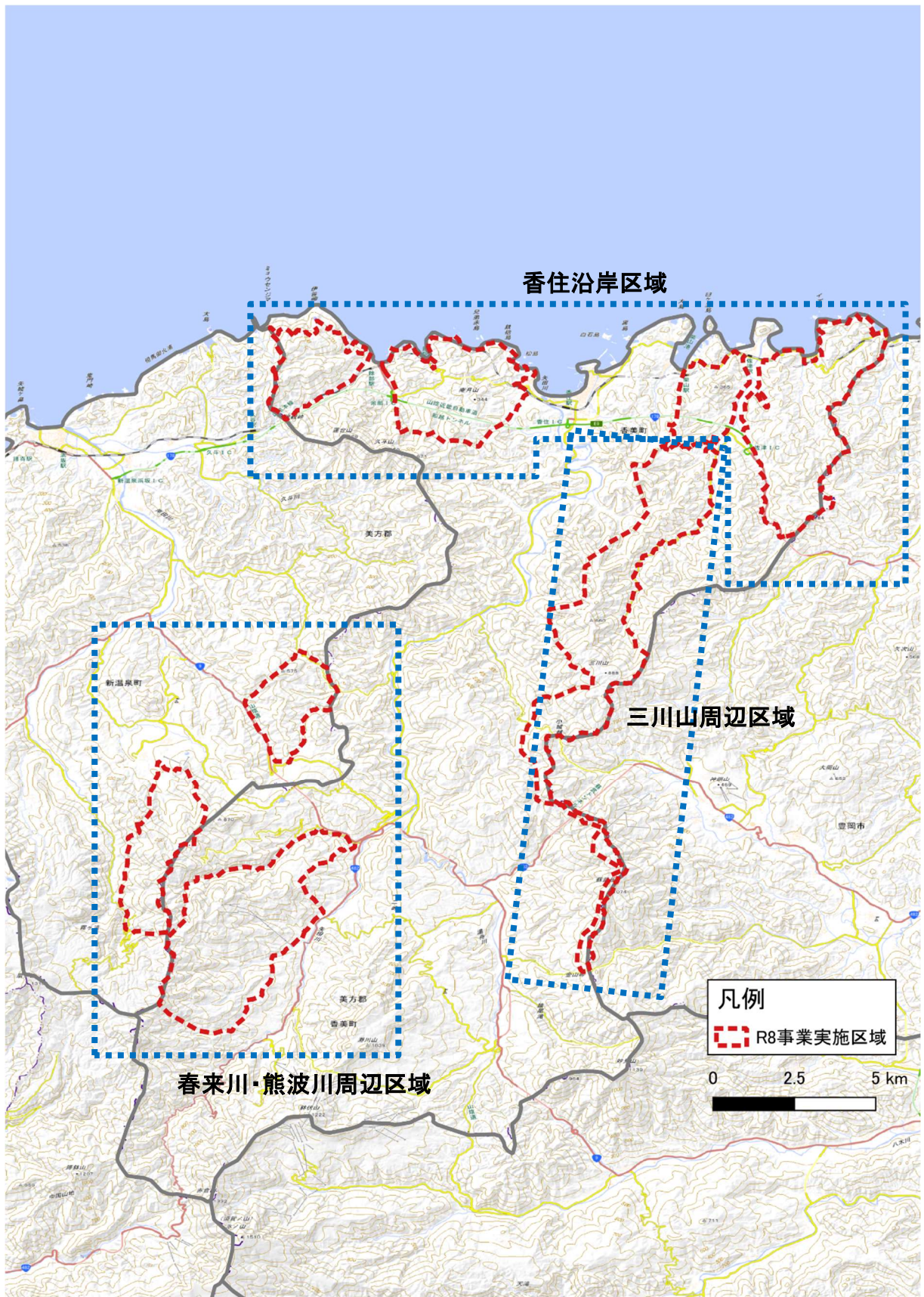
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

別紙：事業実施区域



別記様式第5 別添

鳥取県と兵庫県境広域捕獲計画 (令和8年6月1日から令和9年3月31日まで)

作成主体：兵庫県、鳥取県

1 計画作成の背景及び目的等

兵庫県では、平成12年度に第1期シカ保護管理計画を策定して以来、年間捕獲目標を定め、個体群管理に取り組んできた。また、シカの生息密度と農業被害及び森林下層植生被害の関係から、目撃効率は1.0以下の生息密度になると、これらの被害がともに減少することが明らかとなった。このことを踏まえ、平成21年度からは県内全市町において目撃効률을平成28年度末までに1.0以下にすることを目標としてきた。平成22年度には、個体数推定の結果に基づき、この目標を達成するために必要な最低限の年間捕獲目標を、本州部で30,000頭、淡路地域で1,500頭と定め、その実現のため、狩猟期間中の報償金制度の新設等、目標を達成するための施策を進めた。

その結果、生息数は平成22年度の捕獲前に個体数推定の中央値で約23万6千頭に達していたと推測されるが、平成30年度の捕獲前は約19万2千頭まで減少したと推測され、目撃効률もピーク時の2.05頭/人日から平成29年度には1.25頭/人日まで減少した。しかし、平成29年度末から令和元年度にかけては捕獲数が伸び悩み、令和2年度の目撃効률은平成29年度から0.28頭/人日増加し1.53頭/人日に、令和2年度の捕獲前の推定生息数も約19万5千頭まで増加した。

また、令和4年度に策定した第3期ニホンジカ管理計画では、地域ごとにシカの生息状況が異なることから、全県での管理目標である目撃効률1.0を達成するために県を4つの管理区分に分けて個体数管理を行う方針とした。新温泉町及び香美町は令和3年度の目撃効률이それぞれ4.16及び3.69であり、前計画期間中(H29~R3)の個体数が明らかに増加傾向であるため『ユニット4(緊急捕獲市町)』に区分され、令和8年度の目撃効률目標値は2.0未満に設定された。

これらの地域では、従来の施策に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することにより、個体群管理のための捕獲等を強化することが必要である。

(注) 連携捕獲協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向けた取組の1つとして、当該協議会を設立し、本計画の作成に取り組むこととした背景、当該計画における目的等について記載する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ニホンジカ

3 捕獲等の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
鳥取県と兵庫県 県の県境	兵庫県新温泉町 諸寄から千谷に 至る区域で、メ ッシュ番号012, 013, 020, 021, 029に該当する 区域	当該区域の高標高域では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	新温泉町被害防止計画、国有林 鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法

- (注) 1 実施区域名欄には、実施区域の名称を記載する。
- 2 住所等欄には、都道府県名、市町村名及び地名等を記載する。
- 3 選定理由欄には、当該計画を作成するに当たり行った調査結果や既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該区域を選定した理由を記載する。
- 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
- 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付する。

4 目標

目標	備考
ニホンジカ104頭	

- (注) 連携捕獲協議会に参加する各都道府県の第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を考慮・勘案し、広域捕獲計画の目標として、捕獲数等の具体的な数値等を記載する。なお、5に掲げる捕獲等の対応別の捕獲数目標についても備考欄に記載する。

5 目標の達成に向けた捕獲等の対応

兵庫県における指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲。

【捕獲方法】わな猟（くくりわな）

埋却または食肉処理施設への搬入により処分する

- (注) 1 本計画の目標に向けた捕獲等をどのように実施するのか記載する。（連携捕獲協議会による捕獲（許可捕獲）や、各都道府県における許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟などの区分を記載する。また、なぜその対応としたのか、対応が複数になる場合はすみ分け方法についても記載する。）
- 2 都府県が事業実施主体となり効果的捕獲促進事業における広域連携タイプと他の捕獲事業を組み合わせる広域捕獲を実施する場合、その概要、広域連携捕獲としての妥当性等を記載する。

6 捕獲の実施期間

実施区域名	実施期間
鳥取県と兵庫県の県境	令和8年7月1日～令和9年3月31日まで

7 捕獲等の内容

(1) 捕獲の方法等

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
鳥取県と兵庫県の県境	わな猟（くくりわな）	【わな猟】 従事者数 2～3名程度 実施時期 7月～11月 実施日数 20日間程度 わな設置数 くくりわな35基程度

(注) 1 広域捕獲計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載する。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。

3 銃猟にあつては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。

4 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

5 効果的捕獲促進事業のうち広域連携タイプと他の事業を組み合わせる場合にあつては、広域連携捕獲を実施する場合にあつては、広域連携の全体が分かるよう、他の事業の内容も含め記載すること。

(2) 実施体制

<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体：兵庫県 ・実施形態：委託 ・委託業務の範囲：ニホンジカの捕獲（捕獲に付随する事項を含む） 捕獲個体の搬出・処分 ・委託先：認定鳥獣捕獲等事業者（想定）
--

(注) 協議会が事業の実施主体となる場合、連携捕獲協議会名を記載する。また、隣接する都府県が連携して広域連携捕獲を実施する場合、関係する都府県名等を記載する。さらに、捕獲等の作業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の業務範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）を記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 捕獲情報等の収集、整理、分析評価、各種計画等への反映

わな猟については捕獲日、捕獲場所（メッシュ）、わな設置場所、わな設置期間、捕獲数、雌雄及び成獣・幼獣の別の情報を収集する。銃猟については出猟日、出猟・捕獲場所（メッシュ）、目撃数、捕獲数、雌雄及び成獣・幼獣の別の情報を収集する。

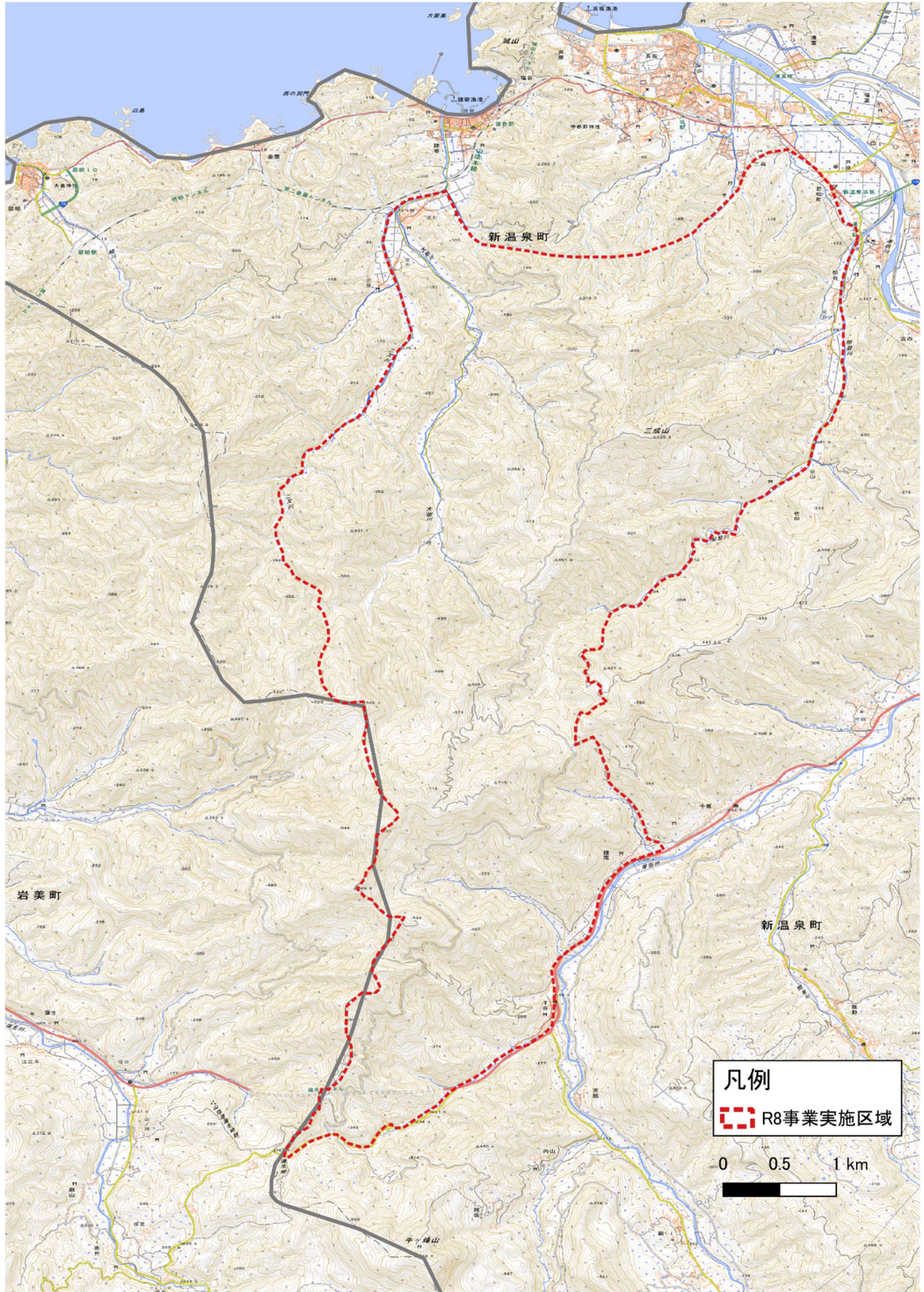
得られた結果については、捕獲効率や捕獲時期等のデータを分析・評価し、より効果的な実施方法について検討する際の判断材料とする。

(注) どのような捕獲情報等を収集するのか、整理、分析評価をどのように行い、各種計画（本計画や第二種特定鳥獣管理計画等）等へどのように反映するのかを記載する。

9 その他

(注) 1～8の項目以外に追加する項目がある場合は、9以降に追加して記載する。

事業実施区域



※別添業務計画書記載項目雛形

令和●年度

指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等委託業務

業 務 計 画 書

受 託 者 名

目次

1	業務の概要	1
2	業務の実施区域	1
3	業務の実施方法	4
4	業務において使用する機材	20
5	業務を遂行する上で必要な許可の取得	22
6	関係機関との調整	23
7	申請・協議書類	23
8	安全管理計画	24
9	緊急時の連絡体制	29
10	関係機関連絡先一覧	30
11	捕獲の確認方法	31
12	事業評価報告にかかる資料等の作成	48
13	事業評価項目の調査の実施	48
14	工程計画	48

※別添報告書記載項目雛形

令和●年度指定管理鳥獣
捕獲等委託業務 報告書

受託者名

目次	
1	業務全体の工程 1
2	業務の実施体制 2
3	業務の事前準備 4
(1)	発注者との打合せ協議 4
(2)	現地確認業務 4
(3)	許可申請等 6
(4)	関係機関との協議等 6
(5)	業務計画書の作成 6
(6)	捕獲従事者研修 6
(7)	看板の設置 8
(8)	埋設穴の掘削 10
(9)	事前誘引 15
4	捕獲作業の実施状況 18
(1)	わな猟 18
①	氷ノ山区域のくくりわな稼働状況 18
②	三川山区域のくくりわな稼働状況 25
(2)	銃猟 33
5	捕獲結果 38
(1)	捕獲頭数 38
①	わな猟の区域別・チーム別捕獲頭数 38
②	銃猟の区域別捕獲頭数 38
③	齢別・性別の捕獲頭数 38
(2)	わな猟の捕獲位置と捕獲頭数 39
(3)	わな猟の捕獲効率 42
①	わな種別捕獲効率 42
(4)	銃猟の捕獲効率 43
(5)	捕獲個体の処理 44
(6)	埋設穴の埋戻し 46
6	出来高管理 49
(1)	銃器による捕獲 49
①	事前調査 49
②	出猟（捕獲作業）人数 49
(2)	わなによる捕獲 49
①	事前調査 49

② 出猟（捕獲作業）人数	49
(3) 捕獲個体の処分	49
(4) 捕獲目標	49
7 打合せ協議	70
別添資料	71
電子データによる納品物一覧	71